

# ISSUE BRIEF

## 定率減税の縮減とその影響

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 471 (FEB.24.2005)

### はじめに

#### 定率減税の内容

- 1 実施の経緯
- 2 減税の内容

#### 定率減税の縮減案

- 1 縮減の背景
- 2 縮減の内容と負担増加額
- 3 家計および経済に与える影響
- 4 有識者の論評

結びにかえて 定率減税縮減の位置付け

### 財政金融課

はせがわ たかし  
(長谷川 卓)

調査と情報

第471号

## はじめに

所得税と住民税の定率減税は、平成 11 年に、前年の経済成長率がマイナスとなる等、当時の厳しい経済状況に配慮して、「経済活動の回復に資する」ための税制改正の一部として導入された<sup>1</sup>。前年の特別減税に引き続いて、個人所得課税を軽減し、家計消費を刺激することをねらいとしたものである。

平成 17 年度税制改正案に、税収を確保し、年金財源を充実させることを目的として、定率減税の規模を 2 分の 1 に縮減することが盛り込まれている。先行きの不透明感を払拭できない景気の現状において、増税措置となる「減税の縮減」が、家計や経済にどのような影響を与えるのだろうか。

本稿においては、定率減税の実施の経緯や、縮減の目的、論評等を紹介する。

## 定率減税の内容

### 1 実施の経緯

平成 9 年は、アジア通貨・金融危機を要因とする輸出の減少や、金融機関の相次ぐ経営破綻、税・社会保険料の国民負担の増加等を背景に、景気が悪化していた<sup>2</sup>。

税負担増の内容は、財政構造改革の一環として、前年まで行っていた所得税と住民税の特別減税を取りやめたことと、消費税率を 3% から 5% に引き上げたことである。

社会保険料の負担増は、厚生年金の保険料を 0.85% 引き上げたこと、医療費の自己負担を 1 割から 2 割に引き上げたこと等である。これらにより、国民負担は前年度に比較して 8.6 兆円増加した（表 1）

（表 1）平成 9 年度の国民負担の増加分

消費税率の引き上げ	5.2兆円
特別減税	2.0兆円
社会保険料の引き上げ(平成9年度分)	0.6兆円
医療費負担増(平成9年度分)	0.8兆円
合計	8.6兆円

（出典）経済企画庁『日本経済の現況』  
平成 10 年度版，1998.12，p.19.

平成 10 年には、さらに経済成長率が低下する等（表 2）景気が落ち込んだ状態になった。これに対応するために、4 月に「総合経済対策」が、11 月に「緊急経済対策」が打ち出され、税制においても、所得税と住民税の 4 兆円の特別減税が実施された。

（表 2）経済成長率の推移（国内総生産の対前年度伸び率）

（単位：%）

年度	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
名目	2.8	1.2	-1.5	-0.9	1	-2.4	-0.8	0.8	0.8	1.3
実質	3.6	0.5	-0.9	0.6	2.5	-1.1	0.8	1.9	2.1	1.6

（注）平成 16 年度は実績見込み、17 年度は見通し。

（出典）内閣府『国民経済計算』、平成 17 年 1 月 21 日閣議決定『平成 17 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』

<sup>1</sup> 大蔵省『平成 11 年度税制改正の要綱 租税及び印紙収入予算の説明』1999.1，p.1.

<sup>2</sup> 7 月のタイの通貨切り下げに始まる、韓国やインドネシア等のアジア諸国の通貨下落により、各国の経済が混乱した。11 月には北海道拓殖銀行の営業譲渡や、山一証券の自主廃業がなされたこと等により金融不安が広がった。

所得税と住民税の定率減税は、この特別減税に続くもので、平成 10 年 8 月に当時の小淵恵三首相が所信表明演説で明らかにした減税策の一つとして実施された。このときの減税の全体像は、平成 11 年度の税制改正において、4 兆円の個人所得課税の減税を含む、総額 6 兆円超の減税を恒久的に行うというものであった。

個人所得課税の減税としては、定率減税と所得税・住民税の最高税率の引き下げが行われた。定率減税は、国民の可処分所得を増やして家計消費を上向かせることを目的としている。

この定率減税という、税額を一定の割合で軽減する方法は、迅速な減税を、課税最低限の水準や納税者間の税負担のバランスを維持したまま実施することができる点に着目して、採用された。この背景には、全体的な税率構造の変更による減税は、所得控除等の課税ベースの見直しを伴って実施すべきであり、そのような大幅な改正を速やかに行うことは難しいという理由もあった。

最高税率の引き下げは、所得税は 50% から 37% へ、住民税は 15% から 13% へと、国民の「勤労意欲、事業意欲の維持・向上」を図るために実施された<sup>3</sup>。その他、企業の国際競争力に配慮して、法人税率の引き下げ（34.5% から 30% へ）等も行われている。その結果、個人所得課税および法人所得課税の税率は、目標としていた国際的な水準を実現することになった。

これらの減税は、1 年間のみ実施する特別減税とは異なり、「経済の状況等を見極めつつ」、個人および法人の所得課税の「抜本的な見直しを行うまでの間」、期限を定めずに実施するとされている<sup>4</sup>。

## 2 減税の内容

定率減税の減税方法は、通常の手順によって算出される所得税と住民税のそれぞれの税額を、一定の割合で軽減するものである。所得税は、本来の税額の 20% を軽減し、住民税は 15% を軽減する。ただし、減税額には上限が設けられており、所得税では 25 万円、住民税では 4 万円である（表 3）。

年収別の減税額は、表 4 の通りである。

給与収入が 300 万円の単身者の場合は、所得税が約 2.5 万円、住民税が約 0.9 万円、合計約 3.4 万円の軽減である。

いわゆるモデル世帯（夫婦と子供 2 人からなる世帯）は、給与収入が 500 万円の場合では、約 3.5 万円（所得税約 2.3 万円、住民税約 1.1 万円）が減税されている。700 万円の場合では、約 8.2 万円（所得税約 5.2 万円、住民税約 2.9 万円）の減税となっている。

（表 3）定率減税の内容

	税額控除の割合	税額控除の上限額	税収の減少額
所得税	20%	25万円	2.5兆円
住民税	15%	4万円	0.8兆円

（注）住民税とは、都道府県と市町村の個人住民税を指す。また、分離課税とされるものや住民税均等割は定率減税の対象とはならない。

<sup>3</sup> 税制調査会『平成 11 年度の税制改正に関する答申』1998.12, p.6.

<sup>4</sup> 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）第 1 条。なお、所得税の定率減税および最高税率の引き下げはこの法律で定められ、住民税については地方税法の附則で定められている。

減税額に上限があることもあわせて考えると、中所得者層を中心に減税額が大きくなっていることが分かる。

定率減税によって、現在、1年間に所得税で約2.5兆円、住民税で約0.8兆円の減収が生じている<sup>5</sup>。一方、平成16年度の税収見込みは所得税が約13.8兆円、住民税が約7.7兆円であり、減税による減収の比重は小さくないことが分かる。また、減税の財源は、他の税の増税によるものではなく、国債等の「借金」である。

(表4)平成17年の所得税・住民税額と定率減税等による税負担増減額(給与所得者)

夫婦および子ども2人の世帯 (単位:万円)

給与収入額	200	300	500	700	1,000	1,200
納税額	0	0.77	16.0	37.7	95.2	143.3
定率減税による 軽減額	0	0.14	3.5	8.2	17.8	25.0
定率減税半減による 増加額	0	0.07	1.8	4.1	8.9	12.5
配偶者特別控除一部 廃止による増加額	0	0.77	4.4	5.8	9.4	10.1

夫婦のみの世帯 (単位:万円)

給与収入額	200	300	500	700	1,000	1,200
納税額	3.6	11.0	28.7	55.2	119.2	169.7
定率減税による 軽減額	0.8	2.4	6.4	12.0	21.8	29
定率減税半減による 増加額	0.4	1.2	3.2	6.0	10.9	14.5
配偶者特別控除一部 廃止による増加額	3.5	4.4	5.7	8.7	9.4	10.4

単身世帯(配偶者控除および扶養控除の適用のない者) (単位:万円)

給与収入額	200	300	500	700	1,000	1,200
納税額	8.1	15.4	34.5	64.6	128.6	181.6
定率減税による 軽減額	1.8	3.4	7.6	13.5	23.3	29
定率減税半減による 増加額	0.9	1.7	3.8	6.7	11.7	14.5

(注) 住民税は年度分で、均等割は含まず。

「夫婦」とは、給与所得者の世帯主と課税所得のない配偶者を指し、「子ども2人」のうち1人は16歳以上23歳未満(特定扶養控除適用)としている。

「配偶者特別控除廃止による税負担増加額」は、「納税額」の内数であり、平成16年から配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されたことによる、平成15年と比較した税負担の増加額である。

(出典) 財務省財務総合研究所『財政金融統計月報』624号, 2004.4, pp.46-49;

『図説日本の税制』平成15年度版, 経緯詳報社, 2003.7, p.65. から作成。

<sup>5</sup> 所得税は平成16年度当初予算ベース、住民税は15年度当初課税ベース。税制調査会基礎問題小委員会資料 基礎小26-1, 2004.11.7, p.1.

# 定率減税の縮減案

## 1 縮減の背景

定率減税を2分の1に縮減する目的は、税収の回復を図ることであり、特に、基礎年金の国庫負担引き上げの財源を確保することが、大きなねらいである。さらに、平成16年度税制改正の議論の中で、与党は定率減税を平成17年度と18年度の2年間で廃止することを方針としており、半減は全廃に向けた第一のステップであると見られている<sup>6</sup>。

縮減が議論されるようになった背景には、景気対策としての定率減税の必要性が薄れてきたことがある。近年は、企業収益の回復が見られ<sup>7</sup>、金融機関の不良債権問題も落ち着いてきている<sup>8</sup>等、経済の状況は定率減税導入時に比較して安定してきた。このため、一般会計予算のおよそ半分を国債で賄っている財政状況を、改善する方向で動き出すことが考えられている。

税収の増加分の使途を年金財源とすることについては、基礎年金の国庫負担を、平成21年度までに2分の1に引き上げるための財源が必要であることと関連がある。国庫負担比率引き上げには、年金財政を安定的なものにして、基礎年金の保険料の上昇を抑制するという目的があり、これに必要な財源は2.7兆円である<sup>9</sup>。

与党は、その財源を、年金課税の強化によるものに加えて、所得税の定率減税の縮減・廃止による増収で調達する方針を打ち出している<sup>10</sup>。所得税の定率減税を廃止すれば、必要な財源の多くを賄う目途が立つからである。

また、平成18年度までに、個人所得課税の抜本的な見直しを、国から地方への税源移譲にあわせて行うこととも関連がある。これは、国と地方の財政の三位一体の改革に際して、国税の所得税から地方税の住民税へ税源を移譲し、同時に住民税の税率を単一にすることが予定されている<sup>11</sup>。減税措置がとられたままでは、これらをスムーズに行うことが難しいために、定率減税を廃止する必要があると考えられている。

なお、段階的に定率減税を縮減・廃止することについて、政府税制調査会は、経済への影響を考慮すると、一度に廃止するよりも適当であるとしている<sup>12</sup>。

---

<sup>6</sup> 自由民主党『平成16年度税制改正大綱』2003.12.15, p.1. ただし、『平成17年度税制改正大綱』においては、今後の景気動向等を勘案して定率減税半減後の取り扱いには言及していない。

<sup>7</sup> 平成15年度の企業の経常利益は、14年度に比較して16.8%増加し、2年度連続の増加となっており、平成16年4-6月期、7-9月期も引き続き増加している（金融・保険業を除く営利法人）。財務省「年次別法人企業統計調査」2004.9.6, p.3；「四半期別法人企業統計調査」2004.12.3, p.3.

<sup>8</sup> 平成16年9月期の全国の銀行の不良債権残高は、23.8兆円であり、14年3月期の43.2兆円から大きく減少している。金融庁「16年9月期における不良債権の状況等（ポイント）」2005.1.21.

<sup>9</sup> 平成16年度価格。厚生労働省「基礎年金国庫負担の見通し 平成16年度財政再計算」。

<sup>10</sup> 前掲注（6）

<sup>11</sup> 政府・与党「三位一体の改革について」経済財政諮問会議 平成16年第30回会議配布資料, 2004.11.26.

<sup>12</sup> 税制調査会『平成17年度の税制改正に関する答申』2004.11, p.7.

## 2 縮減の内容と負担増加額

平成 17 年度税制改正案における定率減税の縮減の内容は、次の通りである。

税額控除の割合と控除金額の上限を、ともに現行よりも半減させる。

所得税の控除割合（現行）	20%	（改正案）	10%
所得税の控除上限額（現行）	25 万円	（改正案）	12.5 万円
住民税の控除割合（現行）	15%	（改正案）	7.5%
住民税の控除上限額（現行）	4 万円	（改正案）	2 万円

縮減の実施（負担増となる時期）は、平成 18 年からとする。

所得税は、平成 18 年の所得にかかるものから実施する。

住民税は、平成 18 年 6 月から納税の平成 18 年度分の住民税から実施する<sup>13</sup>。

給与から所得税等が源泉徴収されているサラリーマンでは、平成 18 年 1 月から税負担が増加することになる。

減税の規模が半減された場合の、個人の税負担の増加額は、現在受けている減税の半額がその目安となる（表 4）。

なお、平成 18 年には、厚生年金等の保険料の引き上げも行われる。社会保険料負担の増加の影響もあわせて織り込んだ場合は、次のように試算されている（平成 18 年の負担の対前年増加額）。

給与収入 500 万円のいわゆるモデル世帯では、所得税が約 1.0 万円、住民税が約 0.5 万円の負担増になり、社会保障負担も約 1.0 万円増加する。この結果、合計約 2.4 万円の増加となる。給与収入 700 万円の世帯では、合計約 4.9 万円の負担増（所得税約 2.3 万円、住民税約 1.2 万円、社会保障負担約 1.4 万円）になると試算されている<sup>14</sup>。

また、定率減税の縮減が経済を大きく悪化させる要因になることを警戒し、実施にあたっては、今後の景気動向に配慮することも考えられている。与党の税制改正大綱においては、「経済状況に機動的・弾力的に対応する」として、状況によっては現行の定率減税の継続も一つの選択肢となることが示されている<sup>15</sup>。これは「弾力条項」と呼ばれている。

## 3 家計および経済に与える影響

定率減税の半減による税収の 1 年間の増加見込みは、所得税が 1 兆 2,520 億円、住民税が 4,052 億円である<sup>16</sup>。家計や経済に与える影響について、いくつかの試算を紹

<sup>13</sup> 住民税は 6 月から納税するので、増税等の影響が生じる時期が所得税とは異なる。なお、住民税は前年の 1 年間の所得に対して課されるため、平成 18 年 6 月からの納税分は、17 年の所得にかかるものである。

<sup>14</sup> 住民税は年度分（平成 18 年 6 月から 19 年 5 月までの納税額）で試算。篠原哲「2005・06 年の税・社会保障負担の動向（ ）」『経済調査レポート』No.2004-5, ニッセイ基礎研究所経済調査部門, 2004.12, p.10. <<http://www.nli-research.co.jp/doc/ke0405.pdf>> なお、厚生年金等の保険料の引き上げ（年金保険料は平成 16 年以降毎年引き上げの予定）は、これ自体は負担増であるが、同時に社会保険料控除が増加（課税所得が減少）するため、所得税と住民税の軽減につながる。このため、定率減税の縮減による税負担増加の影響も、若干緩和されることになる。

<sup>15</sup> 自由民主党『平成 17 年度税制改正大綱』2004.12.15, p.2.

<sup>16</sup> 財務省『平成 17 年度税制改正の要綱 租税及び印紙収入予算の説明』2005.1, p.22；総務省「平成 17

介する。なお、その中には定率減税を2年間で全廃する場合について予測しているものもあるので、適宜あわせて紹介する。

ある試算では、平成18年の家計の可処分所得は1.6兆円程度(0.5%程度)減少するとしている。その結果、実質消費の成長率は0.3%押し下げ(19年から全廃の場合は、合計0.7%押し下げ)られ、実質成長率は0.2%押し下げ(同じく0.4%押し下げ)されると試算している<sup>17</sup>。

その他、個人消費を1.3兆円減少させ(平成15年度比マイナス0.45%)<sup>18</sup>、平成19年から全廃する場合の影響も含めて、経済成長率を18年度には0.21%、19年度には0.17%押し下げるとする試算もある<sup>19</sup>。

定率減税の半減とは別に、平成17年度以降には、規模の大きな個人所得課税・社会保険料負担の増加等が予定されている(一部は16年から実施されている)(表5)。

(表5) 個人所得課税・社会保険料負担の増加項目

項目	負担増の開始時期	金額(億円)
配偶者特別控除上乘せ部分の廃止(所得税)	平成16年	4,790
住民税均等割の増税	16年6月	539
厚生年金・共済年金保険料引き上げ(労使合計)	16年10月	6,400
	16年小計	11,729
公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(所得税)	17年	2,400
国民年金保険料引き上げ	17年4月	400
雇用保険料引き上げ(労使合計)	17年4月	3,500
配偶者特別控除上乘せ部分の廃止(住民税)	17年6月	2,554
厚生年金・共済年金保険料引き上げ(労使合計)	17年9月	6,400
	17年小計	15,254
国民年金保険料引き上げ	18年4月	400
公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(住民税)	18年6月	1,426
厚生年金・共済年金保険料引き上げ(労使合計)	18年9月	6,400
	18年小計	8,226
17年度税制改正案		
定率減税の縮減(所得税)	18年	12,520
定率減税の縮減(住民税)	18年6月	3,880

(注) 負担増の金額は平年度(制度改正の影響が1年間を通して生じた場合)のもの。  
(出典) 財務省資料、総務省資料、ニッセイ基礎研究所試算。

これらをあわせた負担増については、財務省の試算では、平成17年度には前年度比1.1兆円となり(定率減税縮減の影響が18年1月から3月までに限定される)、18年度にはさらに2.1兆円の負担が増加すると見られる<sup>20</sup>。

年度税制改正による事項別増減収見込額」『平成17年度地方税及び地方譲与税収入見込額(未定稿)』総務省、2004.12.20。なお、17年度中の増収額は1,850億円(18年1月から3月までの所得税)である。

<sup>17</sup> 飯塚尚己「定率減税縮小の条件を考える」『Economic Trends』No.N-72, 第一生命経済研究所, 2004.12.8, pp.1-3.

<sup>18</sup> 「定率減税縮小が個人消費に与える影響」『JRI news release』日本総合研究所, 2004.9.1, p.2. <<http://www.jri.co.jp/thinktank/research/economic/report-j/2004/0901.pdf>>

<sup>19</sup> 牧野潤一「定率減税の半減・廃止 05年度はGDPを0.2%下押しする」『エコノミスト』83巻2号, 2005.1.4, p.15.

<sup>20</sup> 税制調査会 総会・基礎問題小委員会合同会議資料 総24-3 基礎小28-3, p.13.

このことが家計に与える影響は、民間最終消費支出を平成 17 年度には 0.4%押し下げ<sup>21</sup>、経済成長率については、17 年度に 0.19%低下させ、18 年度には 0.30%低下させると試算されている<sup>22</sup>。

平成 9 年度には、前述のように 8.6 兆円の負担増が実施された。このとき、定率減税の半減および同時期に実施される負担増の影響を比較すると、次のようになるという。

年収 632 万円の平均世帯では、定率減税の半減により年間 5.2 万円の負担増が生じ、これに配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、社会保険料の引き上げで 4.5 万円の負担増が加わる。両者を合わせた金額は、可処分所得の 1.6%に相当する（平成 19 年から全廃の場合は 13.4 万円の負担増）。

一方、平成 9 年度には、特別減税の廃止、消費税、医療費の引き上げを合わせて 15.9 万円の負担増となった。これは、可処分所得の 2.8%に相当する。この試算から考えると、定率減税の半減とその他の負担増による影響は、9 年度よりも軽いものにとどまる可能性がある<sup>23</sup>。

ただし、平成 9 年当時の方が、雇用者報酬の総額が現在よりも多く、増加率も大きかったことを考慮すると、定率減税等による負担増加額が少ないとしても、景気動向によってはさほど余裕があるとは思われない、という指摘もある<sup>24</sup>。

## 4 有識者の論評

前節で見たように、定率減税の縮減による影響の予測数値は、日本経済がデフレから脱却していないと考えられている現状では、決して小さくないものである。これを踏まえた上で、どのような論評がなされているかを見てみる。

税負担の増加となる定率減税の縮減について、厳しい財政状況の下で、年金を中心とした社会保障の財源を賄うために、増税はやむをえないとするものがある<sup>25</sup>。これは、増税となる措置が、国債の増加に歯止めをかけ、財政再建への配慮をアピールすることや、年金財源確保に寄与する側面を評価したものである。

その一方で、景気回復の不安定さや個人消費の伸び悩みを理由に、実施は時期尚早であり、慎重に取り組むべきであるとする見解も多い。このような状況で国民の負担増が実施されると、再び経済状況が悪化する可能性があるからである<sup>26</sup>。負担増の影響を抑制するためには、減税の縮減にさらに時間をかけて、段階的に進めていくことも考えられる<sup>27</sup>。

<sup>21</sup> 篠原 前掲注(14), p.4. 平成 17 年度の負担増は 1.8 兆円（年金、雇用保険は労使合計）であり、18 年度の負担増は 2.1 兆円とされている。

<sup>22</sup> 牧野 前掲注(19) 17 年度は 1.6 兆円の、18 年度は 2.5 兆円の負担増とされている。

<sup>23</sup> 五十嵐敬喜「特別減税より景気への影響小さい 年金等含めても当初 10 万円程度に」『週刊東洋経済』5932 号, 2004.12.25 - 2005.1.1, p.97.

<sup>24</sup> 中島厚志「良好な景気持続が財政再建を加速する」『週刊東洋経済』5936 号, 2005.1.29, pp.94-96.

<sup>25</sup> 「少子高齢化で負担増やむなし 早稲田大学法学部宮島洋教授」『産経新聞』2004.12.16 ; 「社説 増税の難しさ示した定率減税圧縮」『日本経済新聞』2004.12.16.

<sup>26</sup> 原田和明「論点 デフレ脱出 堅調な消費持続がカギ」『読売新聞』2005.1.7.

<sup>27</sup> 全廃まで見通した場合、4 年間から 5 年間での実施が望ましいという指摘がある。「拙速、消費なお綱渡り 日本総研調査部長 湯元健治氏」『日本経済新聞』2004.11.11.



また、税負担増の影響が大きい所得階層は、定率減税による軽減効果が大きい中堅以上の所得層である。特に年収 600 万円以上の中堅所得層は、消費の減少割合が大きく<sup>28</sup>、個人消費全体に占める割合が高いため、その可処分所得の減少が経済に与える影響も大きいと考えられる<sup>29</sup>。

今後の景気は、平成 17 (2005) 年度の後半または 18 年度から回復するという見方が多い<sup>30</sup>。しかし、17 年はアメリカや中国等の経済が減速する見通しであり、これによる輸出の減少、設備投資の低下の可能性がある。個人の所得も賃金の力強い伸びは期待できず、また、各種の公的負担の増加によって可処分所得の伸びが低下する。このため、景気を下支えしている消費の拡大も難しいと思われ<sup>31</sup>、先行きは予断を許さない<sup>32</sup>。

このような見通しがある中で、定率減税の半減にとどまらず、その全廃や、将来の消費税率の引き上げも議論されるようになれば、実施に先立ち、より早い時期から消費者の心理にマイナスの影響を及ぼす可能性があることも懸念材料になる<sup>33</sup>。

その他、いわゆる弾力条項(5 ページ参照)について、どのような場合に見直しを行うのか、その要件が明確でないという指摘がある。平成 17 年前半の実質経済成長率や、有効求人倍率等に基準を設定して、見直しの要件を決めておくことも考えられる<sup>34</sup>。なお、竹中平蔵・経済財政政策担当大臣は、単年度で国内総生産の 1% 程度(5 兆円程度)に達する負担増は、経済に深刻な影響を与えるとの認識を示している<sup>35</sup>。

## 結びにかえて - 定率減税縮減の位置付け

定率減税は、すべての納税者の税負担を一定割合で軽減するものであり、所得控除や税率構造の調整とは異なるものである。個人所得課税の抜本的な見直しが行われるまでの間は実施するという、つなぎとしての性格も持っているため、縮減はその見直しの一部分と見ることができる。

政府税制調査会は近年の報告書の中で、今後の所得税のあり方として、基幹税として税収調達機能や所得再分配機能を回復させることを提言している<sup>36</sup>。実施が既に決まっている、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止や年金課税の見直しは、この改革の一環である。

その一方で、所得控除の組み替えや税率構造の見直しという、抜本的な見直しの検

---

<sup>28</sup> 前掲注(18)

<sup>29</sup> 鈴木準「定率減税廃止の意味」『Public Sector Review』大和総研, 2004.12.

<<http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/psr/041207psr.pdf>>

<sup>30</sup> 友田道郎「メインシナリオは“05 年度後半に再び成長軌道”」『エコノミスト』83 巻 3 号, 2005.1.11, pp.76-78.

<sup>31</sup> 樋浩一「外需、消費とも悪化し景気後退へ 基軸通貨のドルが揺らぎはじめる」『週刊東洋経済』5932 号, 2004.12.25 - 2005.1.1, p.41.

<sup>32</sup> なお、足元の状況については、平成 16 年 10 - 12 月期までの 3 四半期の実質経済成長率はマイナスとなっている。内閣府「平成 16 年 10 - 12 月期四半期別 GDP 速報(1 次速報値)」2005.2.16.

<sup>33</sup> 今泉典彦「経済実態と国民負担増」『第一生命経済研レポート』Vol.8 No.9, 2005.2, p.1.

<sup>34</sup> 鈴木 前掲注(29)

<sup>35</sup> その一方で、国内総生産比 0.5% 程度の負担増は、財政健全化の観点から甘受すべきであるとしている。「平成 16 年第 32 回経済財政諮問会議議事要旨」2004.12.8, p.2.

<sup>36</sup> 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』2003.6, p.3.

討項目については、税源移譲の規模や方法が確定していないこともあって、現時点ではそのあり方は不透明なままである。

定率減税の縮減の議論は、負担増の方向での見直しを連続して進めることになる。抜本的な見直しの一つの段階であっても、今後の展望が示されていなければ、常に負担増となる税制の変更が当分の間は重ねられるのではないかと、という不安が生じる可能性がある。しかし、所得控除の見直しには、例えば扶養控除の拡充等、負担減となる措置も検討事項になることも考えられる。早急に新たな所得課税の全体像を明らかにすることが、期待されるのではないだろうか。